

「会計事務所向け営業支援サービスに関する規約」

第1条（適用範囲）

1. 「会計事務所向け営業支援サービスに関する規約」（以下「本規約」といいます。）は、「日本企業支援センター株式会社」（以下「当社」といいます。）が「会計事務所向け営業支援サービス」の名称で提供する各種サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用の申し込みをした日本税理士会連合会登録の税理士、税理士の業務を行うことができる弁護士および公認会計士（以下、総称して「税理士」といいます。）のうち当社所定の審査基準を満たすものとして当社が承諾し登録された者（以下「登録者」といいます。）と当社との間に適用されるものとし、なお、本サービスには、ライトプラン、スタンダードAプラン、スタンダードBプラン等（以下、総称して「本サービスプラン等」といいます。）のプランがあります。
2. 本規約は、当社が提供する場合のほか、当社が、当社の提携先（以下「当社提携先」といいます。）とともに本サービスを提供する場合にも、登録者と当社との間に適用されるものとし、
3. 本サービスにおける各種サービスに関する特約（以下「本特約」といいます。）は、登録者が、登録または利用するサービスに関する特約として適用されるものとし、

第2条（目的）

1. 本規約および、本特約は本サービス利用についての登録者と当社の合意事項となります。
2. 当社および登録者は、本規約および本特約を誠実に遵守するものとし、
3. 当社および登録者は、本サービスの繁栄と発展は、当社と登録者、両者がお互いに自己の特色を生かして協力することによって初めて達成しうるものであることを認識し、本規約および本特約の定めるところに従い、各自の役割を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対しても誠意をもって協力するものとし、
4. 登録者は、あらかじめ本規約および本特約に同意の上、本サービスを利用するものとし、

第3条（契約の成立）

1. 当社と登録者との間の本サービスに関する利用契約は、税理士が本規約および本特約の内容に同意の上、当社所定の本サービス基本申込書（以下「基本申込書」といいます。）により本サービスの利用を申し込み、当社が審査の上、申込みを承諾したときをもって、成立するものとし、
2. 登録者は、基本申込書により申し込みを行う場合、基本申込書に本サービスプラン等のいずれかを選択し、記名、捺印の上、登録者が利用している顧問契約書のコピー・税理士証票のコピーと併せて郵送、FAXまたはメールのいずれかの方法で当社まで送付するものとし、

第4条（本規約、本特約と他の契約等との関係）

1. 本規約と本特約が抵触する場合、本特約の定めが優先するものとし、
2. 当社と登録者との間で今後締結される他の契約等が、本規約または本特約と抵触する場合には、他の契約等の定めが優先されるものとし、

第5条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、当社が運営する2項記載のマッチングシステム（以下「マッチングシステム」といいます。）上で提供する広告配信サービスと、当社および当社提携先が運営するサイト（以下、総称して「当社サイト」といいます。）上で提供する広告掲載サービスとこれらに付随するサービスをいいます。
2. マッチングシステムとは、以下の事項を登録者に提供するシステムをいいます。なお、見込客とは当社および当社提携先が集客した税理士と契約を締結する可能性がある個人、法人および組合、またはそれに関する個人、法人および組合（以下「見込客」といいます。）をいいます。
 - ① 当社は、登録者に対し、本サービスの利用のため必要な会計事務所向け営業支援サービス税理士管理画面（以下「税理士管理画面」といいます。）のIDおよびパスワード（以下、総称して「ID等」といいます。）を発行の上、これを付与します。
 - ② 当社は、登録者が税理士管理画面に登録した見積情報（以下「見積情報」といいます。）を当社所定の方法で見込客に対する提案を行います。
 - ③ 当社所定の条件の範囲内で希望条件（以下「配信条件」といいます）を登録者が税理士管理画面上にある配信先登録フォームに登録するものとし、その配信条件と、見込客の希望条件を当社所定の方法によりマッチングを行います。また、登録者への見込客情報の開示方法として、その見込客を特定できない範囲で見込客の情報（以下「見込客情報」といいます。）を税理士管理画面に開示します。
 - ④ 当社は、見積情報を主旨が変わらない範囲で加工を行い、見込客に配信します。なお見積情報が、本サービスにふさわしくないと当社が判断した場合は、見込客へ配信しない場合があります。
 - ⑤ 見込客が登録者の見積情報を選択した場合、当社は、見込客と登録者の面談日時と場所のセッティングを行います。
 - ⑥ 当社は、見込客と登録者の面談（以下「面談」といいます。）が終了した際に双方に対して、面談結果その他必要な事項についての照会を実施します。
 - ⑦ 当社は、登録者または見込客、成約した見込客へ本サービスの向上のためアンケート等を実施することがあります。
3. 当社は、登録者に対し、前各項の他本特約に定めるサービスを提供します。

第6条（登録者の義務）

1. 登録者は、本サービスを利用する者が、登録者自身（登録者の行う法律行為に関して正当な権利を有する代表者）及びその従業員（以下「管理者等」といいます。）であることを保証し、第三者をして本サービスを利用させないものとし、
2. 登録者は、見込客の事業発展に協力するものとし、誠意をもって対応するものとし、
3. 登録者は、登録者が保有するサイトのURLを当社サイトへリンクを希望する場合、当社が指定するサイトのURLを登録者が保有するサイトにリンクしなければならぬものとし、ただし当社は、登録者が保有するサイトが本サービスにふさわしくないと判断した場合は、当社サイトへリンクしないものとし、
4. 登録者は、当社が税理士管理画面に見込客情報を開示したときから当社が見込客ごとに指定する日時までに、見積情報を登録するものとし、
5. 登録者は、自己の責任と費用で、見込客が希望する場所で面談を行うものとし、

6. 登録者は、見込客と面談した当日から1営業日以内に当社が指定する方法で面談の結果を報告するものとします。
7. 登録者は、当社から付与されたID等の管理責任を負うものとし、漏えいや使用上の過誤等により登録者が被った損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
8. 登録者は、当社から付与されたID等を第三者に使用、譲渡、貸与、名義変更、売買及び担保設定等をしてはならないものとします。
9. 登録者は、ID等の盗難があった場合、ID等の失念があった場合、またはID等が登録者の意に反して第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡し、当社の指示に従うものとします。
10. 登録者は、当社および税理士管理画面に登録している情報の変更があった場合には、直ちに税理士管理画面に変更された情報を登録するものとします。ただし、税理士管理画面上で変更できない情報の変更があった場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
11. 登録者は、本サービスの利用により知りえた、当社または、見込客等の第三者に関する機密情報（本サービスに関するノウハウ、システム等に関する情報を含みます。）を、当社または当該情報主体の事前の書面による承諾なしに、本サービス利用に必要な範囲を超えて利用し、または第三者に開示もしくは提供等してはならないものとします。
12. 登録者は本サービスの利用契約が成立後、1ヶ月以内に配信条件、当社サイトへの公開情報を税理士管理画面上に登録フォームで登録するものとします。
13. 登録者は、登録した見積情報を主旨の変わらない範囲で当社が加工を行い、見込客に配信するか否かを判断することについて、同意するものとします。
14. 登録者は、当社が指定する条件に同意のうえ、配信先条件を登録するものとします。

第7条（サービス利用料等の請求および支払方法）

1. 登録者は、本サービスの利用を開始した時点より、本サービスに対する利用料（以下「サービス利用料等」といいます。）として、本特約に定められた計算方法に従いサービス利用料等を支払うものとします。
2. 登録者は、前項の請求があった場合、請求書の記載に従い、サービス利用料等を当社指定の銀行口座へ振込送金の方法で支払うものとします。なお、振込にかかる手数料等は、登録者が負担するものとします。
3. 登録者は、本サービス利用を中止した場合または本契約が終了した場合であっても、発生したサービス利用料等を当社に対し支払わなければならないものとし、未払いの利用料について、支払義務を免れません。
4. 登録者と請求先が異なる場合、利用料等の支払責任は請求先が負い、登録者はこれを連帯して保証するものとします。
5. サービス利用料等の支払は、本特約で定められた支払期日までに支払うものとし、登録者が期限内に支払わなかった場合は、支払期限の翌日から年14.6%の遅延損害金を付加して支払うものとします。
6. 登録者は、本サービスプラン等の変更を希望した場合、当社所定の手続きを経ることによって変更できるものとし、本サービスプラン等の変更完了日の翌営業日から変更された本サービスプラン等のサービスが適用されるものとします。ただし、サービス利用料等のなかでシステム利用料の成果報酬型による支払い方法の場合は、本サービスプラン等の変更完了日の翌営業日以降に配信された見積情報から変更された本サービスプラン等のサービスが適用されるものとします。

第8条（広告掲載基準の遵守）

1. 登録者は、本サービスの利用にあたり、以下に掲げる当社広告掲載基準を十分理解し、これを遵守するものとします。なお、広告とは登録者が税理士管理画面上に登録する見積情報を含みます。
 - ① 登録者は、事実と合致していない内容を掲載および登録してはならず、客観的で確実な資料に基づく広告でなければなりません。
 - ② 登録者は、見込客に理解しやすいように配慮した、適切な内容を表示した広告でなければなりません。
 - ③ 登録者は、税理士管理画面上に登録した見積情報と見込客との面談時の契約条件に乖離がないように努めなければなりません。
 - ④ 法令及び公序良俗に反するものであってはなりません。
 - ⑤ 他の税理士を誹謗中傷するものであってはなりません。
2. 前項に掲げる当社広告掲載基準に反し、もしくはそのおそれがあると認めた場合、当社は、当該広告の掲載を中止し、登録者に対し是正を求めることができるものとします。

第9条（著作権等の取り扱い）

1. 本サービスに関して生じる一切の著作権は、登録者または第三者から提供された著作物を除いて、原則として当社に帰属します。
2. 本サービスに掲載する広告および情報・記事・写真・イラスト等のコンテンツ（以下「広告等」といいます。）の著作権等は、原則として当社または著作物提供者に帰属します。登録者は、著作権法上認められる場合を除き、当社または著作物提供者の許諾がない限り、広告等の全部または一部の利用、複製、転載等を行うことができないものとします。
3. 本サービスに関して登録者から当社に提供した登録者に権利が帰属する著作物、肖像、商標およびその他トレードマーク、企業ロゴ等（以下「著作物等」といいます。）に関しては、登録者は、あらかじめ、本サービスの目的の範囲において当社が使用することを許諾するものとします。

4. 登録者は、他者メディアに掲載された広告等を本サービスにて利用する場合、自らの責任で、当該著作物の著作権者より、当該著作物を本サービスにて利用することの許諾を得ておくものとします。登録者が許諾を得なかったことにより、第三者から当社に対して訴訟等が提起された場合にはその費用負担（合理的な弁護士費用を含む）及び当社が被った損害の賠償に応じるものとします。
5. 本サービスに関して登録者は、当該登録者が税理士管理画面に登録した見積情報を当社が見積情報を主旨が変わらない範囲で加工し、本サービスの目的の範囲において当社が使用することを許諾しているものとします。
6. 当社は、前各項に定める許諾があることを確認できない場合、本サービスへの広告等の掲載をお断りする場合があります。

第10条（本サービスの提供停止・終了等）

1. 登録者は本サービスの利用に付随して、本サービスの提供に必要なシステム（以下「システム等」といいます。）の保守・点検または管理に関する業務を当社に委託し、当社はこれを受託するものとします。

2. 当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、登録者への通知および承諾なしに、本サービスの内容を変更し、または、本サービスの正常な提供を行うために必要な期間、本サービスの提供を一時停止することができるものとします。

① システム等の定期保守、点検、もしくは更新を行う場合、またはこれらを緊急に行う必要がある場合。

② 通常のウィルス対策では防止のできないウィルスによる被害、火災、停電、天災地変等の不可抗力により、本サービスの提供が困難もしくは不可能な場合。

③ 突発的なシステム等の故障等が発生した場合。

④ その他不測の事態の発生により、本サービスの提供が困難もしくは不可能な場合

3. 当社は、前項に定める場合の他、原則として1週間の予告期間（以下「予告期間」といいます。）をもって登録者に通知することにより、いつでも本サービスの提供を長期的に停止し、または本サービスの提供を終了することができます。

ただし、当社において緊急にサービスの提供を停止する必要があると判断した場合には、予告期間を待たずにサービスの提供を停止し、登録者への事後の通知をもってこれに替えることができるものとします。

4. 登録者は、当社が、システム等の保守、点検または管理のため、当社と業務委託契約を締結している企業に対し、あらかじめ個人情報および機密情報の保護に関する契約を締結した上で、本サービスにかかる登録者に関する情報を開示することについてあらかじめ同意するものとします。

第11条（当社における情報の利用等）

1. 登録者は、当社サイトに掲載・登録した情報を、当社グループ会社および当社の提携するサイト等に公開する場合があることについて、あらかじめ同意しているものとします。

2. 登録者は、本サービスを停止または解約した後も掲載広告の一部が当社サイトに引き続き掲載される場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。なお、本サービスのサービス停止または解約した後の掲載広告について当社は、登録者からの情報更新の要請には応じないものとします。

3. 登録者は、当社サイトに掲載した情報、見積情報ならびに登録者による本サービスの利用状況について、法人、団体および本人が特定できない形で当社サイト、その他各種媒体等に転載し、または当社のその他の事業活動に利用することについてあらかじめ同意するものとします。

4. 登録者は、当社が、法人、団体および個人情報の情報主体である個人が特定できない情報、および本サービスの利用状況について、統計データ、分析データ等を作成し、これを当社サイト、その他編集、発行、発売もしくは頒布する各種媒体等に転載し、または当社のその他の事業活動に利用することについてあらかじめ同意するものとします。

5. 登録者は、当社が、基本申込書記載のホームページURLから、本サービス提供において必要と判断した情報を引用することについてあらかじめ同意するものとします。

6. 前各項に基づいて、当社サイトおよび各種媒体等で使用された情報に関する著作権等は、著作者たる登録者または第三者から提供された著作物を除いて、原則として当社に帰属するものとします。

第12条（解約およびサービス停止）

1. 登録者は、当社が指定した所定の手続きを経ることで、本サービスの解約または、サービス停止をすることができます。

2. 登録者が、本規約および本特約に違反した場合に、当社は登録者に対し何ら通知催告することなく本サービスの解約または、サービス停止をすることができます。

3. 当社は、登録者の行動および言動が、以下のような場合に登録者として不適格と判断し、登録者に対し何ら通知することなく本サービスの解約または、サービス停止をすることができます。

① 登録者の故意または過失により、見込客との面談が不能となった場合。

② 当社または見込客の名誉及び信用を毀損し、または見込客に対し暴言を吐く等、不適切な言動や態度をとった場合。

③ 登録者が税理士管理画面に登録した見積情報等、当社へ提供または登録する情報に虚偽があった場合。

④ 当社からの電話、メール、その他の通信方法による連絡に登録者が応じない場合。

⑤ 登録者が第6条（登録者の義務）を履行できていないと当社が判断した場合。

⑥ 登録者が、本規約および本特約で定められたサービス利用料等の支払いを10日以上遅延した場合。

⑦ 当社が、登録者が本規約および本特約に違反する可能性があるとして判断した場合。

4. 前項の場合、当社はその判断の根拠もしくは理由の開示、質問等への回答、その他一切の対応を行う義務を負わないものとし、また登録者の前各項の行為により損害が発生した場合でも、当社は何らの責任を負わないものとします。

5. 登録者は、前各項により登録者が解約およびサービス停止となった場合、進行中の見積情報、面談等の対応については当社の指示に従うものとします。

第13条（免責）

1. 当社は、登録者に対し、本サービス提供のためのインフラおよびシステムの完全性、本サービスの利用による集客の確実性、見込客の情報の正確性等、本サービスの効果ならびに登録者が本サービスを通じて集客しようとする見込客に関して何らの保証も行わないものとします。

2. 登録者は、自己の責任により本サービスを利用するものとし、当社は、本サービスの利用から生じる以下に掲げる損害について一切の責任を負わないものとします。

① 火災、停電、天災地変等の不可抗力により、本サービスの提供に支障が生じ、または本サービスの提供が困難となったことにより登録者に生じた損害。

② 本サービスにおいて通常講ずべき合理的なウィルス対策では防止できない被害により登録者に生じた損害。

③ 本サービス提供のためのインフラおよびシステム上の瑕疵により登録者に生じた損害。

④ 見込客その他第三者との間のトラブルにより登録者に生じた損害。

⑤ 本規約第10条および第12条に定める事由によるサービス停止および解約により登録者に生じた損害。

第14条（権利義務の譲渡禁止）

登録者は、本契約上の地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

第15条（本規約と本特約の変更）

1. 当社は、次項の方法をもって本規約および本特約を随時変更することができ、変更後の規約（以下「新規約」といいます）および変更後の特約（以下「新特約」といいます）は、登録者と当社との間に適用されます。
2. 当社が、本規約または本特約を変更する場合には、1ヶ月の告知期間を設け、電子メール、税理士管理画面上で告知をするものとし、告知期間内に登録者が異議を述べない場合、当該登録者は本規約および本特約の変更に同意したものとみなします。
3. 新規約及び新特約は、1カ月の告知期間の翌日に効力を生じるものとします。
4. 登録者は、前項に定める効力発生の時点以降、新規約および新特約の内容の不知または不承諾を申し立てることはできないものとします。

第16条（協議解決）

本規約および本特約の解釈に疑義が生じた場合、または本規約および本特約に定めのない事項については、当社と登録者は、誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

第17条（合意管轄）

本サービスに関して生じた紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第18条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

「会計事務所向け営業支援サービスライトプランに関する特約」

第1条（サービス内容）

会計事務所向け営業支援サービスライトプラン（以下「ライトプラン」といいます。）とは、会計事務所向け営業支援サービスにおいて、初期登録費用無料、システム利用料の支払い方法が成果報酬型のサービスをいいます。

第2条（契約期間）

ライトプランの契約期間は、契約成立日から起算して1年間とし、期間中に当社または登録者から解約の意思表示がなされないときは、更に1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

第3条（システム利用料の支払い）

1. 当社は、ライトプランのシステム利用料として下記のいずれかの事由が発生した時点（以下、総称して「成約」といいます。）で本特約第4条に定める金額を、登録者に対し請求できるものとします。

記

- ① 登録者と見込客が、業務の開始有無に関わらず業務委託契約または顧問契約（以下、総称して「顧問契約」といいます。）の契約書を締結した時点。
 - ② 登録者が、契約書の有無に関わらず見込客から依頼された業務を開始した時点。
 - ③ 登録者と見込客とが、口頭で顧問契約を締結した時点。
 - ④ 見込客が、前各号のいずれかの事由が発生したと当社に口頭または書面で報告した時点。
2. 登録者が、当社のマッチングシステムを介して面談した見込客から当該見込客以外の個人、法人または組合（以下「紹介見込客」といいます。）を紹介され顧問契約をした場合は、システム利用料の支払いの対象になるものとします。ただし、登録者と当該見込客がマッチングシステムを介して面談した時点から起算して1年を経過した日までの登録者と紹介見込客の顧問契約をシステム利用料の支払いの対象とします。
3. 登録者は、当社の事前の承諾を得ることで、マッチングシステムを介して面談した見込客に税理士以外の第三者（以下「紹介者」といいます。）に対する紹介・斡旋等の行為ができるものとします。登録者からの紹介・斡旋等の行為により、登録者が当該紹介者から謝礼金、紹介手数料、取次手数料、販売手数料及び代理店報酬等の名目で一時的ないし継続的に受領する金額は、システム利用料の支払いの対象になるものとします。ただし、登録者と当該見込客がマッチングシステムを介して面談した時点から起算して1年を経過した日までに登録者が当該紹介者から受領した金額をシステム利用料の支払いの対象とします。
4. マッチングシステムを介した見込客との成約は、すべてシステム利用料の支払いの対象になるものとします。登録者が本サービスを利用する前から知得していた見込客と成約する場合であっても同様とします。
5. 登録者が、ライトプランを解約またはサービス停止した場合であっても、当社が契約期間中に見込客情報を開示した見込客と成約した場合は、ライトプランを解約またはサービス停止した時点以降も期間の定めなくシステム利用料の支払いの対象とします。
6. 登録者は、当社が成約を確認した時点以降に顧問契約が解約または解除になった場合でも、当社が成約を確認した時点でシステム利用料の支払いの対象となり、登録者に対し請求できるものとします。
7. 登録者は、見込客が複数の事業を営む等を理由に、複数の顧問契約となる場合は、すべての顧問契約がシステム利用料の支払い対象になるものとします。ただし、登録者と当該見込客が既に成約していた場合、当社がその成約を確認した時点から起算して1年を経過した日までの登録者と見込客の顧問契約がシステム利用料の支払いの対象とします。

第4条（システム利用料）

1. 当社は、ライトプランのシステム利用料として当社が成約を確認した時点で、以下に定める「月額顧問料×12ヶ月+決算料+その他当期以外の料金」（以下「初回契約料金」といいます。）の60%に消費税を別途加算した上で、当社が成約を確認した日から5営業日以内を支払期日として請求するものとします。

- ① 月額顧問料とは、成約した内容において見込客が登録者に毎月支払う予定の金額をいい、登録者が見込客に紹介者を紹介・斡旋等の行為により紹介者から登録者に毎月支払われる予定の謝礼金や紹介手数料、取次手数料、販

売手数料、代理店報酬等の金額をいいます。なお、月額顧問料には、記帳代行費用、給与計算費用、会計ソフト費用、会計ソフトレンタル費用、税理士業務以外の業務等の見込客が登録者に毎月支払う予定の金額をすべて含みます。

② 決算料とは、成約した内容において見込客が登録者に支払う決算申告手続きおよび確定申告手続きに関わる金額をいいます。なお、決算料には、年末調整費用も含まれます。

③ その他当期以外の料金とは、(ア)成約した内容において相続、資金調達、M&A、事業承継、株式公開、経営コンサルティング、節税、人事労務、会社設立手続き、定款変更手続き、税理士業務以外の業務等の見込客が登録者に一時的に支払う金額、(イ)登録者が見込客に対し紹介者を紹介・斡旋等をしたことにより、紹介者から登録者に対し一時的に支払われる謝礼金、紹介手数料、取次手数料、販売手数料および代理店報酬等の金額、(ウ)成約した内容において見込客が無申告等の理由により前期以前の申告についても成約した場合に発生する月額顧問料および決算料、および登録者と見込客が成約した時点から見込客の当期決算月が6ヶ月以内である場合に翌期分を成約した場合の月額顧問料および決算料を、それぞれ指します。

④ 初回契約料金の60%の計算方法において小数点以下は切り捨てとします。

2. 当社が成約を確認した時点から1年以内に、登録者と当該見込客が2年目以降の顧問契約を更新、更改または新規締結した場合に、当社が成約を確認した時点での初回契約料金と対比して、1.5倍以上の金額となる場合は、当社は増加分のシステム利用料を請求できるものとします。ただし、減少した場合は、登録者が既に支払ったシステム利用料は、返還しないものとします。

3. 当社が成約を確認した時点から1年以内に、登録者が成約した初回契約料金が増加した場合は、当社は増加分のシステム利用料を請求できるものとします。ただし、減少した場合は、登録者が既に支払った減少分のシステム利用料は、返還しないものとします。

4. 当社は、登録者がシステム利用料を支払った後、登録者と見込客の顧問契約が解約および解除になった場合でも、登録者が既に支払ったシステム利用料は、返還しないものとします。また、滞納しているシステム利用料の支払い義務を免れません。

5. システム利用料金の算定に当たって、当社から見込客および登録者に照会を行う場合があります。この際、当社は登録者に対して顧問契約に至る契約書の開示を要求することがあり、登録者はこの要求に従い、当該契約書を開示しなければならないものとします。

第5条 (ライトプラン登録者の報告義務)

1. 登録者は、見込客と成約に至った場合、1営業日以内に成約報告書に記名、捺印の上、FAXまたはメールで当社まで送信するものとします。また、登録者は、見込客と成約した事実を証明できる書面の提出により、成約報告書の提出に代えることができます。

2. 登録者は、第1項に定める報告義務が生じたにも関わらず、成約報告書の提出を10日間以上遅延した場合、当社は登録者が当該見込客と成約したものとみなします。その場合、見積情報を基に算定したシステム利用料を請求するものとします。ただし、請求後に初回契約料金が見積情報に表記された金額と乖離があると発覚した場合は、いずれか高い金額をシステム利用料の算定の基準として、請求するものとします。

3. 登録者は、当社から成約の有無の回答を求められた場合、直ちに成約の有無を回答するものとします。

第6条 (禁止事項)

登録者は、以下に定めた禁止事項に違反した場合、当社に対し、違約金を支払うものとします。なお、違約金の金額は、禁止事項の対象となる見込客をすべて登録者と成約したものとみなし、見積情報に表記された金額または想定される初回契約料金を基に算定したシステム利用料相当額とします。

① 登録者は、登録者へ見込客情報を開示された見込客のうち面談した者を除き、当社の事前の承諾を得ずに登録者から見込客に対し連絡を取ることができないものとします。見込客から登録者に対し連絡があった場合等であって当社に事前の承諾をえることが困難な場合は、連絡後直ちに当社に通知するものとします。

② 登録者は、見込客情報を調査し、個人、法人または組合を特定し、当該見込客に対して連絡を取るまたは第三者へ情報の提供等の行為をしてはならないものとします。

③ 登録者は、登録者が見込客と通謀し、成約した事実を当社に隠蔽する行為をしてはならないものとします。

④ 登録者は、登録者が面談した見込客に対し、当社の事前の承諾を得ずに第三者へ紹介・斡旋等を行ってはならないものとします。

⑤ 登録者は、前条の報告義務において、初回契約料金を正確に報告するものとし、虚偽の報告をしてはならないものとします。

「会計事務所向け営業支援サービススタンダードAプランに関する特約」

第1条 (サービス内容)

会計事務所向け営業支援サービススタンダードAプラン(以下「スタンダードA」といいます。)とは、会計事務所向け営業支援サービスにおいて、初期登録費用有料、システム利用料の支払い方法が成果報酬型の以下のサービスを利用できるサービスをいいます。

① 登録者が、見込客に分かり易くPRできるエピソード漫画(以下「エピソード漫画」といいます。)を制作します。

② 登録者が、税理士管理画面上で事前に見積広告配信料等を入札することで、見込客の希望条件に関わらず見積情報を登録できる見積広告(以下「見積広告」といいます。)を利用できるようにします。

③ 登録者が登録した見積情報に対する見込客の反応の情報を当社が税理士管理画面上に開示する見積提出レポート(以下「見積提出レポート」といいます。)の閲覧ができるようにします。

④ 登録者や登録者の顧客向けのサービスや商材等の情報を提供するサービス(以下「営業支援商材」)を税理士管理画面上で利用できるようにします。

2. 登録者は、エピソード漫画、見積広告、見積提出レポート、営業支援商材の利用に際して、各サービスの特約に同意するものとします。

第2条 (契約期間)

スタンダードAの契約期間は、契約成立日から起算して1年間とし、期間中に当社または登録者から解約の意思表示がなされないときは、更に1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

第3条（初期登録費用）

1. 登録者は、スタンダードAに申し込み利用するために初期登録費用30万円に消費税を別途加算した金額を支払うものとします。
2. 当社は、登録者がスタンダードAを解約または解除となった場合でも、登録者が既に支払った初期登録費用を返還しないものとします。

第4条（システム利用料の支払い）

1. 当社は、スタンダードAのシステム利用料として下記のいずれかの事由が発生した時点（以下、総称して「成約」といいます。）で本特約第5条に定める金額を、登録者に対し請求できるものとします。

記

- ① 登録者と見込客が、業務の開始有無に関わらず業務委託契約または顧問契約（以下、総称して「顧問契約」といいます。）の契約書を締結した時点。
 - ② 登録者が、契約書の有無に関わらず見込客から依頼された業務を開始した時点。
 - ③ 登録者と見込客とが、口頭で顧問契約を締結した時点。
 - ④ 見込客が、前各号のいずれかの事由が発生したと当社に口頭または書面で報告した時点。
2. 登録者が、当社のマッチングシステムを介して面談した見込客から当該見込客以外の個人、法人または組合（以下「紹介見込客」といいます。）を紹介され顧問契約をした場合は、システム利用料の支払いの対象になるものとします。ただし、登録者と当該見込客がマッチングシステムを介して面談した時点から起算して1年を経過した日までの登録者と紹介見込客の顧問契約をシステム利用料の支払いの対象とします。
 3. 登録者は、当社の事前の承諾を得ることで、マッチングシステムを介して面談した見込客に税理士以外の第三者（以下「紹介者」といいます。）に対する紹介・斡旋等の行為ができるものとします。登録者からの紹介・斡旋等の行為により、登録者が当該紹介者から謝礼金、紹介手数料、取次手数料、販売手数料及び代理店報酬等の名目で一時的ないし継続的に受領する金額は、システム利用料の支払いの対象になるものとします。ただし、登録者と当該見込客がマッチングシステムを介して面談した時点から起算して1年を経過した日までに登録者が当該紹介者から受領した金額をシステム利用料の支払いの対象とします。
 4. マッチングシステムを介した見込客との成約は、すべてシステム利用料の支払いの対象になるものとします。登録者が本サービスを利用する前から知得していた見込客と成約する場合であっても同様とします。
 5. 登録者が、スタンダードAを解約またはサービス停止した場合であっても、当社が契約期間中に見込客情報を開示した見込客と成約した場合は、スタンダードAを解約またはサービス停止した時点以降も期間の定めなくシステム利用料の支払いの対象とします。
 6. 登録者は、当社が成約を確認した時点以降に顧問契約が解約または解除になった場合でも、当社が成約を確認した時点でシステム利用料の支払い対象となり、登録者に対し請求できるものとします。
 7. 登録者は、見込客が複数の事業を営む等を理由に、複数の顧問契約となる場合は、すべての顧問契約がシステム利用料の支払い対象になるものとします。ただし、登録者と当該見込客が既に成約していた場合、当社がその成約を確認した時点から起算して1年を経過した日までの登録者と見込客の顧問契約がシステム利用料の支払いの対象とします。

第5条（システム利用料）

1. 当社は、スタンダードAのシステム利用料として当社が成約を確認した時点で、以下に定める「月額顧問料×12ヶ月+決算料+その他当期以外の料金」（以下「初回契約料金」といいます。）の60%に消費税を別途加算した上で、当社が成約を確認した日から5営業日以内を支払期日として請求するものとします。
 - ① 月額顧問料とは、成約した内容において見込客が登録者に毎月支払う予定の金額をいい、登録者が見込客に紹介者を紹介・斡旋等の行為により紹介者から登録者に毎月支払われる予定の謝礼金や紹介手数料、取次手数料、販売手数料、代理店報酬等の金額をいいます。なお、月額顧問料には、記帳代行費用、給与計算費用、会計ソフト費用、会計ソフトレンタル費用、税理士業務以外の業務等の見込客が登録者に毎月支払う予定の金額をすべて含みます。
 - ② 決算料とは、成約した内容において見込客が登録者に支払う決算申告手続きおよび確定申告手続きに関わる金額をいいます。なお、決算料には、年末調整費用も含まれます。
 - ③ その他当期以外の料金とは、（ア）成約した内容において相続、資金調達、M&A、事業承継、株式公開、経営コンサルティング、節税、人事労務、会社設立手続き、定款変更手続き、税理士業務以外の業務等の見込客が登録者に一時的に支払う金額、（イ）登録者が見込客に対し紹介者を紹介・斡旋等をしたことにより紹介者から登録者に対し一時的に支払われる謝礼金や紹介手数料、取次手数料、販売手数料および代理店報酬等の金額、（ウ）成約した内容において見込客が無申告等の理由により前期以前の申告についても成約した場合に発生する月額顧問料および決算料、および登録者と見込客が成約した時点から見込客の当期決算月が6ヶ月以内である場合に翌期分を成約した場合の月額顧問料および決算料を、それぞれ指します。
 - ④ 初回契約料金の60%の計算方法において小数点以下は切り捨てとします。
2. 当社が成約を確認した時点から1年以内に、登録者と当該見込客が2年目以降の顧問契約を更新、更改または新規締結した場合に、当社が成約を確認した時点での初回契約料金と対比して、
 1. 5倍以上の金額となる場合は、当社は増加分のシステム利用料を請求できるものとします。ただし、減少した場合は、登録者が既に支払ったシステム利用料は、返還しないものとします。
 3. 当社が成約を確認した時点から1年以内に、登録者が成約した初回契約料金が増加した場合は、当社は増加分のシステム利用料を請求できるものとします。ただし、減少した場合は、登録者が既に支払った減少分のシステム利用料は、返還しないものとします。
 4. 当社は、登録者がシステム利用料を支払った後、登録者と見込客の顧問契約が解約および解除になった場合でも、登録者が既に支払ったシステム利用料は、返還しないものとします。また、滞納しているシステム利用料の支払い義務を免れません。
 5. システム利用料金の算定に当たって、当社から見込客および登録者に照会を行う場合があります。この際、当社は登録者に対して顧問契約に至る契約書の開示を要求することがあり、登録者はこの要求に従い、当該契約書を開示しなければならぬものとします。

第6条（スタンダードA登録者の報告義務）

1. 登録者は、見込客と成約に至った場合、1営業日以内に成約報告書に記名、捺印の上、FAXまたはメールで当社まで送信するものとします。また、登録者は、見込客と成約した事実を証明できる書面の提出により、成約報

告書の提出に代えることができます。

2. 登録者は、第1項に定める報告義務が生じたにも関わらず、成約報告書の提出を10日間以上遅延した場合、当社は登録者が当該見込客と成約したものとみなします。その場合、見積情報を基に算定したシステム利用料を請求するものとします。ただし、請求後に初回契約料金が見積情報に表記された金額と乖離があると発覚した場合は、いずれか高い金額をシステム利用料の算定の基準として、請求するものとします。

3. 登録者は、当社から成約の有無の回答を求められた場合、直ちに成約の有無を回答するものとします。

第7条（禁止事項）

登録者は、以下に定めた禁止事項に違反した場合、当社に対し、違約金を支払うものとします。なお、違約金の金額は、禁止事項の対象となる見込客をすべて登録者と成約したものとみなし、見積情報に表記された金額または想定される初回契約料金を基に算定したシステム利用料相当額とします。

① 登録者は、登録者へ見込客情報を開示された見込客のうち面談した者を除き、当社の事前の承諾を得ずに登録者から見込客に対し連絡を取ることはできないものとします。見込客から登録者に対し連絡があった場合等であって当社に事前の承諾をえることが困難な場合は、連絡後直ちに当社に通知するものとします。

② 登録者は、見込客情報を調査し、個人、法人または組合を特定し、当該見込客に対して連絡を取るまたは第三者へ情報の提供等の行為をしてはならないものとします。

③ 登録者は、登録者が見込客と通謀し、成約した事実を当社に隠蔽する行為をしてはならないものとします。

④ 登録者は、登録者が面談した見込客に対し、当社の事前の承諾を得ずに第三者へ紹介・斡旋等を行ってはならないものとします。

⑤ 登録者は、前条の報告義務において、初回契約料金を正確に報告するものとし、虚偽の報告をしてはならないものとします。

「会計事務所向け営業支援サービススタンダードBプランに関する特約」

第1条（サービス内容）

1. 会計事務所向け営業支援サービススタンダードBプラン（以下「スタンダードB」といいます。）とは、会計事務所向け営業支援サービスにおいて、初期登録費用有料、月額システム利用料（以下「月額システム利用料」といいます。）を支払うことにより、成果報酬額を減額、返金保証を付帯した以下のサービスを利用できるサービスをいいます。

① 登録者が、見込客に分かり易くPRできるエピソード漫画（以下「エピソード漫画」といいます。）を制作します。

② 登録者が、税理士管理画面上で事前に見積広告配信料等を入札することで、見込客の希望条件に関わらず見積情報を登録できる見積広告（以下「見積広告」といいます。）を利用できるようにします。

③ 登録者が登録した見積情報に対する見込客の反応の情報を当社が税理士管理画面上に開示する見積提出レポート（以下「見積提出レポート」といいます。）で閲覧できるようにします。

④ 登録者や登録者の顧客向けのサービスや商材等の情報を提供するサービス（以下「営業支援商材」）を税理士管理画面上で利用できるようにします。

2. 登録者は、エピソード漫画、見積広告、見積提出レポート、営業支援商材の利用に際して、各サービスの特約に同意するものとします。

第2条（契約期間）

1. スタンダードBの契約期間は、契約成立日の翌月1日から起算して1年間とします。期間中に当社または登録者から更新の意思表示がなされないときは、スタンダードBの契約期間が終了となり、自動的にスタンダードAに移行するものとします。また、登録者から解約の意思表示がなされないときは、スタンダードAで1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

2. 当社は、スタンダードB登録者が、契約期間内にサービス停止をした場合であっても、契約期間の延長等は行わないものとします。

第3条（初期登録費用）

1. 登録者は、スタンダードBに申し込み利用するために初期登録費用30万円に消費税を別途加算した金額を支払うものとします。

2. 当社は、スタンダードBが解約または解除となった場合でも、登録者が既に支払った初期登録費用を、返還しません。

第4条（月額システム利用料）

1. 当社は、スタンダードBの月額システム利用料として、月額5万円に消費税を別途加算した上で、月末締め翌月10日期日で請求します。なお、登録者が契約期間中においてサービス停止する場合でも同様とします。

2. 登録者は、契約期間中において解約する場合は、残りの契約期間の当月を含む月数分に月額5万円を乗じた金額に消費税を加算した金額を一括で支払い解約できるものとします。

3. 当社は、登録者がスタンダードBを解約もしくは解除となった場合でも、登録者が既に支払った月額システム利用料は、返還しないものとする。

第5条（システム利用料の支払い）

1. 当社は、スタンダードBのシステム利用料として下記のいずれかの事由が発生した時点（以下、総称して「成約」といいます。）で本特約第6条に定める金額を、登録者に対し請求できるものとします。

記

① 登録者と見込客が、業務の開始有無に関わらず業務委託契約または顧問契約（以下、総称して「顧問契約」といいます。）の契約書を締結した時点。

② 登録者が、契約書の有無に関わらず見込客から依頼された業務を開始した時点。

③ 登録者と見込客とが、口頭で顧問契約を締結した時点。

④ 見込客が、前各号のいずれかの事由が発生したと当社に口頭または書面で報告した時点。

2. 登録者が、当社のマッチングシステムを介して面談した見込客から当該見込客以外の個人、法人または組合（以下「紹介見込客」といいます。）を紹介され顧問契約をした場合は、システム利用料の支払いの対象になるものと

します。ただし、登録者と当該見込客がマッチングシステムを介して面談した時点から起算して1年を経過した日までの登録者と紹介見込客の顧問契約をシステム利用料の支払いの対象とします。

3. 登録者は、当社の事前の承諾を得ることで、マッチングシステムを介して面談した見込客に税理士以外の第三者（以下「紹介者」といいます。）に対する紹介・斡旋等の行為ができるものとします。登録者からの紹介・斡旋等の行為により、登録者が当該紹介者から謝礼金や紹介手数料、取次手数料、販売手数料、代理店報酬等の名目で一時的ないし継続的に受領する金額は、システム利用料の支払いの対象になるものとします。ただし、登録者と当該見込客がマッチングシステムを介して面談した時点から起算して1年を経過した日までに登録者が当該紹介者から受領した金額をシステム利用料の支払いの対象とします。

4. マッチングシステムを介した見込客との成約は、すべてシステム利用料の支払いの対象になるものとします。登録者が本サービスを利用する前から知得していた見込客と成約する場合であっても同様とします。

5. 登録者が、スタンダードBを解約またはサービス停止した場合であっても、当社が契約期間中に見込客情報を開示した見込客と成約した場合は、スタンダードBを解約またはサービス停止した時点以降も期間の定めなくシステム利用料の支払いの対象とします。

6. 登録者は、当社が成約を確認した時点以降に顧問契約が解約または解除になった場合でも、当社が成約を確認した時点でシステム利用料の支払い対象となり、登録者に対し請求できるものとします。

7. 登録者は、見込客が複数の事業を営む等を理由に、複数の顧問契約となる場合は、すべての顧問契約がシステム利用料の支払い対象になるものとします。ただし、登録者と当該見込客が既に成約していた場合、当社がその成約を確認した時点から起算して1年を経過した日までの登録者と見込客の顧問契約がシステム利用料の支払い対象とします。

第6条（システム利用料）

1. 当社は、スタンダードBのシステム利用料として当社が成約を確認した時点で、以下に定める「月額顧問料×12ヶ月+決算料+その他当期以外の料金」（以下「初回契約料金」といいます。）の40%に消費税を別途加算した上で、当社が成約を確認した日から5営業日以内を支払期日として請求するものとします。

① 月額顧問料とは、成約した内容において見込客が登録者に毎月支払う予定の金額をいい、登録者が見込客に紹介者を紹介・斡旋等の行為により紹介者から登録者に毎月支払われる予定の謝礼金や紹介手数料、取次手数料、販売手数料、代理店報酬等の金額をいいます。なお、月額顧問料には、記帳代行費用、給与計算費用、会計ソフト費用、会計ソフトレンタル費用、税理士業務以外の業務等の見込客が登録者に毎月支払う予定の金額をすべて含みません。

② 決算料とは、成約した内容において見込客が登録者に支払う決算申告手続きおよび確定申告手続きに関わる金額をいいます。なお、決算料には、年末調整費用も含まれます。

③ その他当期以外の料金とは、（ア）成約した内容において相続、資金調達、M&A、事業承継、株式公開、経営コンサルティング、節税、人事労務、会社設立手続き、定款変更手続き、税理士業務以外の業務等の見込客が登録者に一時的に支払う金額、（イ）登録者が見込客に対し紹介者を紹介・斡旋等をしたことにより紹介者から登録者に対し一時的に支払われる謝礼金や紹介手数料、取次手数料、販売手数料、代理店報酬等の金額、（ウ）成約した内容において見込客が無申告等の理由により前期以前の申告についても成約した場合に発生する月額顧問料および決算料、および登録者と見込客が成約した時点から見込客の当期決算月が6ヶ月以内である場合に翌期分を成約した場合の月額顧問料および決算料を、それぞれ指します。

④ 初回契約料金の40%の計算方法において小数点以下は切り捨てとします。

2. 当社が成約を確認した時点から1年以内に、登録者と当該見込客が2年目以降の顧問契約を更新、更改または新規締結した場合に、当社が成約を確認した時点での初回契約料金と対比して、1.5倍以上の金額となる場合は、当社は増加分のシステム利用料を請求できるものとします。ただし、減少した場合は、登録者が既に支払ったシステム利用料は、返還しないものとします。

3. 当社が成約を確認した時点から1年以内に、登録者が成約した初回契約料金が増加した場合は、当社は増加分のシステム利用料を請求できるものとします。ただし、減少した場合は、登録者が既に支払った減少分のシステム利用料は、返還しないものとします。

4. 当社は、登録者がシステム利用料を支払った後、登録者と見込客の顧問契約が解約および解除になった場合でも、登録者が既に支払ったシステム利用料は、返還しないものとします。また、滞納しているシステム利用料の支払い義務を免れません。ただし、本特約第9条の返金保証に該当する場合を除きます。

5. システム利用料金の算定に当たって、当社から見込客および登録者に照会を行う場合があります。この際、当社は登録者に対して顧問契約に至る契約書の開示を要求することがあり、登録者はこの要求に従い、当該契約書を開示しなければならないものとします。

第7条（スタンダードB登録者の報告義務）

1. 登録者は、見込客と成約に至った場合、1営業日以内に成約報告書に記名、捺印の上、FAXまたはメールで当社まで送信するものとします。また、登録者は、見込客と成約した事実を証明できる書面の提出により、成約報告書の提出に代えることができます。

2. 登録者は、第1項に定める報告義務が生じたにも関わらず、成約報告書の提出を10日間以上遅延した場合、当社は登録者が当該見込客と成約したものとみなします。その場合、見積情報を基に算定したシステム利用料を請求するものとします。ただし、請求後に初回契約料金が見積情報に表記された金額と乖離があると発覚した場合は、いずれか高い金額をシステム利用料の算定の基準として、請求するものとします。

3. 登録者は、当社から成約の有無の回答を求められた場合、直ちに成約の有無を回答するものとします。

第8条（禁止事項）

登録者は、以下に定めた禁止事項に違反した場合、当社に対し、違約金を支払うものとします。なお、違約金の金額は、禁止事項の対象となる見込客をすべて登録者と成約したものとみなし、見積情報に表記された金額または想定される初回契約料金を基に算定したシステム利用料相当額とします。

① 登録者は、登録者へ見込客情報を開示された見込客のうち面談した者を除き、当社の事前の承諾を得ずに登録者から見込客に対し連絡を取ることとはできないものとします。見込客から登録者に対し連絡があった場合等であって当社に事前の承諾をえることが困難な場合は、連絡後直ちに当社に通知するものとします。

② 登録者は、見込客情報を調査し、個人、法人または組合を特定し、当該見込客に対して連絡を取るまたは第三者へ情報の提供等の行為をしてはならないものとします。

- ③ 登録者は、登録者が見込客と通謀し、成約した事実を当社に隠蔽する行為をしてはならないものとします。
- ④ 登録者は、登録者が面談した見込客に対し、当社の事前の承諾を得ずに第三者へ紹介・斡旋等を行ってはならないものとします。
- ⑤ 登録者は、前条の報告義務において、初回契約料金を正確に報告するものとし、虚偽の報告をしてはならないものとします。

第9条（返金保証）

1. 当社は、スタンダードB登録者と見込客の成約を当社が確認した日から6ヶ月を経過した日までに、当該スタンダードB登録者と当該見込客が締結した顧問契約が解約または解除となった場合、当社所定の解約経緯報告書（以下「解約経緯報告書」といいます。）を当社に提出し、所定の審査を行い以下の要件に該当すると判断した場合にのみ、当該スタンダードB登録者が既に支払った解約経緯報告書の対象となる顧問契約から算定したシステム利用料を返金するものとします。
 - ① スタンダードB登録者と見込客の顧問契約の解約理由が、登録者の責がなく、見込客からの要請である場合。
 - ② スタンダードB登録者が、本サービス規約および本特約の違反がない場合。
 - ③ スタンダードB登録者から解約経緯報告書を提出した日が、スタンダードB登録者と解約経緯報告書の対象となる見込客の成約を当社が確認した日から6ヶ月以内である場合。
 - ④ スタンダードB登録者と解約経緯報告書の対象となる見込客の顧問契約が解除または解約された事実を当社が確認できる場合。
 - ⑤ スタンダードB登録者が、解約経緯報告書の対象となる見込客の成約報告書の提出において報告義務が生じてから10日間以上の遅延がない場合。
2. 登録者は、当社が第1項の審査においてスタンダードB登録者および見込客に対し、事実確認のため連絡することに事前に同意するものとします。
3. スタンダードB登録者は、当社からシステム利用料を返金した後、登録者と当該見込客が成約に至った場合は、本特約第7条の報告義務が生じるとともに、当社はシステム利用料を請求できるものとします。
4. 当社からスタンダードB登録者に返金する金額は、解約経緯報告書の対象となる顧問契約を基に算定する当社に支払済みのシステム利用料のみとします。

「エピソード漫画に関する特約」

第1条（サービス内容）

1. エピソード漫画とはスタンダードA登録者およびスタンダードB登録者（以下、総称して「スタンダード登録者」といいます。）に提供する、見込客に分かりやすくPRできる漫画をA4カラー1枚とサムネイル1枚制作するサービス（以下「エピソード漫画」といいます。）をいいます。
2. 当社は、スタンダード登録者に対し、A4カラー1枚とサムネイル1枚を納品するものとし、その制作は1回のみ無料とします。ただし、スタンダード登録者がスタンダードAプランまたはスタンダードBプランの契約の成立した日から1ヶ月以内に漫画ヒアリングシートに必要事項を記入の上、当社に提出して制作するエピソード漫画のみを対象とします。
3. エピソード漫画を制作するマンガ家の選定は当社が行うものとし、スタンダード登録者が選定できないものとします。
4. 当社は、エピソード漫画をスタンダード登録者に納品する方法として、スタンダード登録者にネームを確認の上、校了しjpg形式でスタンダード登録者が本サービスに登録しているメールアドレスに送信する方法で納品（以下「納品」といいます。）するものとします。
5. エピソード漫画は、スタンダード登録者が当社所定のエピソード漫画ヒアリングシート（以下「漫画ヒアリングシート」）に記入した内容を基に制作するものとし、スタンダード登録者は、エピソード漫画の体裁、ネーム、コマ割り等について指定できないものとします。
6. 当社は制作したエピソード漫画を本サービスの提供において利用できるものとします。
7. 当社は、スタンダード登録者へエピソード漫画の提供を、スタンダード登録者の承諾なく、いつでも終了することができるものとします。

第2条（使用許諾）

1. スタンダード登録者は、エピソード漫画の著作権表示を明記した上で、エピソード漫画をスタンダード登録者の利用目的または顧問先や取引先等への提供目的のために、構成要素の一部等に利用することができます。
2. 当社は、スタンダード登録者が本サービスをサービス停止または解約した場合、前項に関わらずエピソード漫画の使用を差し止めることができるものとします。

第3条（著作権）

エピソード漫画を制作した著作権は、全て当社に帰属し、著作権その他の権利または利用権限を管理するものとします。

第4条（エピソード漫画制作料金）

1. エピソード漫画制作料金は、登録者がスタンダードAプランまたはスタンダードBプランの契約の成立した日から1ヶ月以内に漫画ヒアリングシートに必要事項を記入の上、当社に提出して制作するエピソード漫画を初回1回のみ無料とし、新たに制作する場合、または漫画ヒアリングシートの提出が1ヶ月を過ぎた場合は、当社は以下の料金を消費税を別途加算した上で、請求するものとします。
 - ① A4カラー1枚あたり5万円。
 - ② サムネイルカラー1枚あたり2万円。
2. 前項に関わらず当社とスタンダード登録者が料金を別に定めた場合は、そちらを優先するものとします。

第5条（禁止事項）

当社は、エピソード漫画を利用する登録者が以下に定めた禁止事項に違反した場合、いつでもエピソード漫画の使用を差し止めることができるものとします。

- ① スタンダード登録者は、制作したエピソード漫画を独立した取引対象として、許可無く頒布（販売・貸与・無償配布・寄与など）したり、公衆放送（インターネットのホームページや放送などを利用した送信）などを利用して頒布

するなどの、当社の著作権を侵害または、その運営を妨げる行為、その他当社で運営する各種サービスの提供に支障をきたす恐れのある行為をしてはならないものとします。

- ② 他の登録者、第三者もしくは当社に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、またはそのような恐れのある行為をしてはならないものとする。
- ③ 本規約および本特約に違反する行為。
- ④ その他、当社がエピソード漫画の利用方法として不適切と判断する行為。

第6条（免責）

1. 当社は、エピソード漫画の制作において、如何なる保証も行いません。
2. 当社は、登録者がエピソード漫画を使用した場合に発生した如何なる損害および障害、事故等につきまして、一切の責任を負いません。

「見積広告に関する特約」

第1条（サービス内容）

1. 見積広告とはスタンダードA登録者およびスタンダードB登録者（以下「スタンダード登録者」といいます。）に提供する、スタンダード登録者が税理士管理画面上で事前に配信料を入札（以下「入札」といいます。）することで、入札金額が上位3位のスタンダード登録者に対して、見込客の希望条件に関わらず見込客情報が開示され、見積情報を登録できるサービスをいいます。
2. 当社は、見積広告において以下の場合、スタンダード登録者が税理士管理画面上で登録した見積情報を見込客に配信しない場合があります。
 - ① 見込客が他の登録者を指定した場合。
 - ② 見込客が当該スタンダード登録者を除いた見積情報を希望した場合。
 - ③ スタンダード登録者が、本規約および本特約に違反または違反している、違反する可能性があるとして当社が判断した場合。
 - ④ 当社が、あらかじめ税理士管理画面上で設定された入札参考価格（以下「入札参考価格」といいます。）よりも低い入札価格または入札価格上位3位以下の入札価格で入札した場合。
 - ⑤ その他、当社が不適切であると判断した場合。
3. 前項に関わらず、スタンダード登録者の入札価格が他のスタンダード登録者の入札価格と同額の場合であって、上位3位に入る入札価格を入札している場合は、見込客の希望条件にマッチングするスタンダード登録者が優先するものとします。
4. スタンダード登録者が入札した時点で見積広告に関する特約に同意したものとします。

第2条（入札）

1. スタンダード登録者は、以下の条件で、税理士管理画面上に入札できるものとします。
 - ① 入札は、見込客の希望する地域の全国または都道府県、市区町村ごとに入札できるものとします。
 - ② 入札できる最低金額は、500円（以下「最低入札価格」といいます。）とし、スタンダード登録者は、最低入札金額以上の金額で入札できるものとします。
2. 入札参考価格は、他スタンダード登録者による入札により、常時増減するものとし、スタンダード登録者の責任において入札する金額を税理士管理画面上に登録するものとします。
3. スタンダード登録者は、入札する金額を常時変更できるものとします。

第3条（見積広告配信料）

1. 当社は、見積広告の配信料として、スタンダード登録者が入札することで開示された見込客情報へ見積情報を配信した当社所定の条件でカウントされた件数（以下「配信カウント数」といいます。）にスタンダード登録者が入札した金額を乗じた金額に消費税を別途加算した上で、月末締め翌月10日日期日で請求します。
2. 配信カウント数は以下の条件の場合は件数に含まないものとします。
 - ① 登録者が税理士管理画面に見積情報を登録したが、配信されなかった場合。
 - ② 当社が配信カウントに含まない旨を税理士管理画面上に通知した場合。
3. 当社は、登録者が本サービスを解約もしくは解除となった場合でも、登録者が既に支払った見積広告配信料は、返還しないものとします。

第4条（禁止事項）

当社は、スタンダード登録者が以下に定めた禁止事項に違反した場合、いつでも見積広告の利用を差し止めることができるものとします。

- ① 本規約および本特約に違反する行為。
- ② 他の登録者、第三者もしくは当社に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、またはそのような恐れのある行為をしてはならないものとする。
- ③ その他、当社が見積広告の利用方法として不適切と判断する行為。

「見積提出レポートに関する特約」

第1条（サービス内容）

1. 見積提出レポートとは、スタンダードA登録者およびスタンダードB登録者（以下「スタンダード登録者」といいます。）に提供する、スタンダード登録者が税理士管理画面上に登録した見積情報に対する見込客の反応の情報を当社が税理士管理画面上に開示する見積提出レポート（以下「見積提出レポート」といいます。）が閲覧できるサービスです。
2. スタンダード登録者は、当社がスタンダード登録者からの見積提出レポートの内容に対しての質問や要望、見込客等への連絡には応じることができないことを、あらかじめ了承するものとします。
3. 当社は、見積提出レポートの内容をスタンダード登録者の承諾なく、いつでも変更、修正できるものとします。
4. 当社は、スタンダード登録者へ見積提出レポートの提供を、スタンダード登録者の承諾なく、いつでも終了することができるものとします。

第2条（見積提出レポートの料金）

見積提出レポートは、スタンダード登録者に限定して提供するサービスであり、スタンダードプランの契約期間中は無料とします。

第3条（禁止事項）

当社は、スタンダード登録者が以下に定めた禁止事項に違反した場合、いつでも見積提出レポートの利用を差し止めることができるものとします。

- ① 本規約および本特約に違反する行為。
- ② 他の登録者、第三者もしくは当社に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、またはそのような恐れのある行為をしてはならないものとします。
- ③ 見積提出レポートを調査し、個人および法人を特定し、第三者へ情報の提供または連絡をとる等の行為をしてはならないものとします。
- ④ その他、当社が見積提出レポートの利用方法として不適切と判断する行為。

第4条（免責）

1. 見積提出レポートの内容は、事実を保証するものではありません。
2. 当社は、スタンダード登録者が見積提出レポートを使用した場合に発生した如何なる損害および障害、事故等につきまして、一切の責任を負いません。

「営業支援商材に関する特約」

第1条（サービス内容）

1. 営業支援商材とはスタンダードA登録者およびスタンダードB登録者（以下「スタンダード登録者」といいます。）が税理士管理画面上で利用できるスタンダード登録者やスタンダード登録者の顧客向けのサービスや商材等の情報を提供するサービスです。
2. 営業支援商材は、商材を提供する主体（以下「商材提供会社」といいます。）とそれぞれ税理士管理画面上で定める利用方法と契約内容（以下「商材提供会社契約」といいます。）に同意する場合のみ利用できます。

第2条（営業支援商材の利用料金）

営業支援商材の利用料金は、商材提供会社契約に定めるところにより、利用料金が発生します。

第3条（免責）

1. 当社は、スタンダード登録者の営業支援商材の利用において、如何なる保証も行いません。
2. 当社は、スタンダード登録者が商材提供会社および第三者との間に発生した如何なる損害および障害、事故等につきまして、一切の責任を負いません。

附則 本規約および本特約は、平成25年8月5日から適用します。